

# 愛知県立港特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童生徒でも被害者にも加害者にもなりうる。教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、問題を抱えた児童生徒が安心して相談することができるように、全教職員が相談者としての資質を身につける必要がある。また、問題を教職員一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていくことが重要である。一人一人の児童生徒が、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育てること、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育むことを大切に指導していく。

### (2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法第2条)とする。

この定義が、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

### (3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3カ月以上)継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

## II いじめ防止等の対策について ～いじめを起こさないために～

### (1) 組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

ア いじめ・不登校対策委員会におけるいじめの対応について

《役割》

- ・いじめ防止対策全般(未然防止、早期発見、事案発生時の対応)の立案
- ・「指導・支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施や基本方針の検証と見直し

《メンバー》

校長、教頭、部主事、生徒指導主事(必要に応じて、保健主事、教育支援部主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える)

## イ 指導・支援チーム

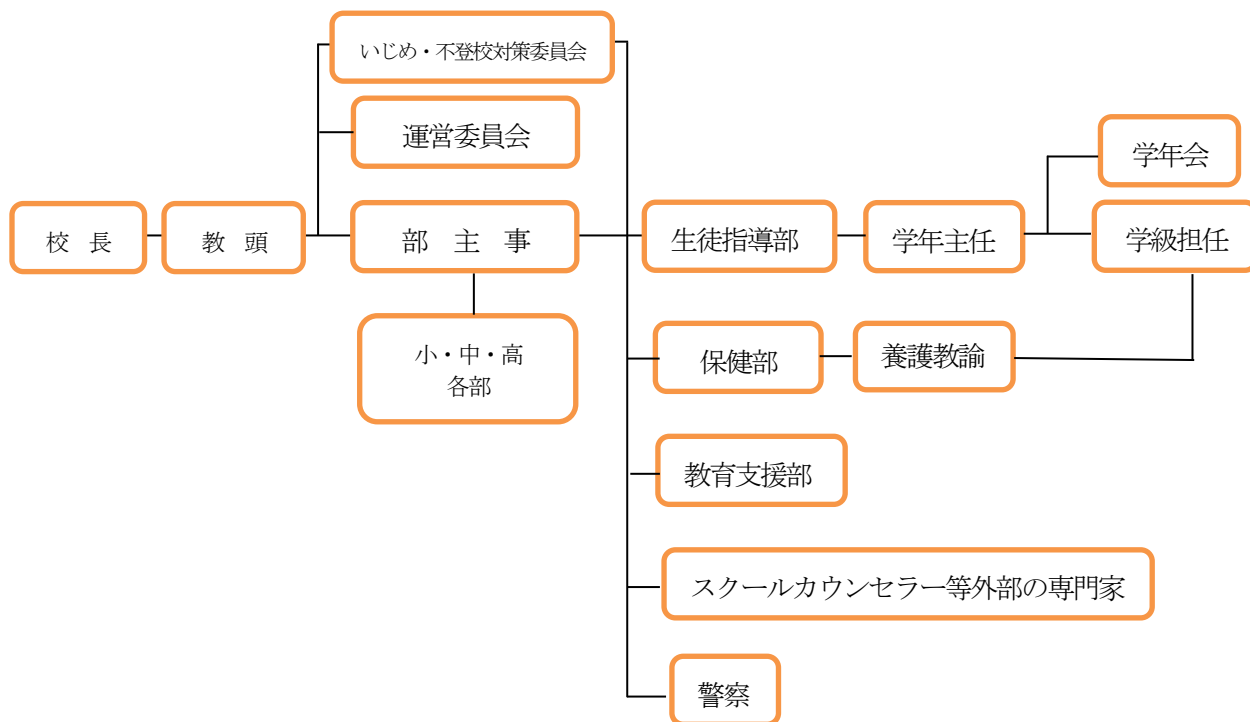
### 《役割》

- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・いじめ事案発生時の初期対応

### 《メンバー》

事案に応じて適切な教職員等をメンバーとする指導・支援チームを決定する。

### 【 指導・支援チーム 組織図 】

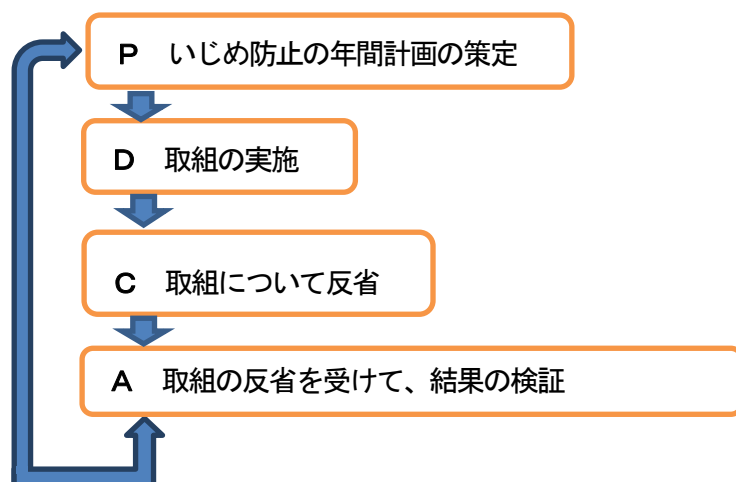


(2) 具体的な取組および年間計画について

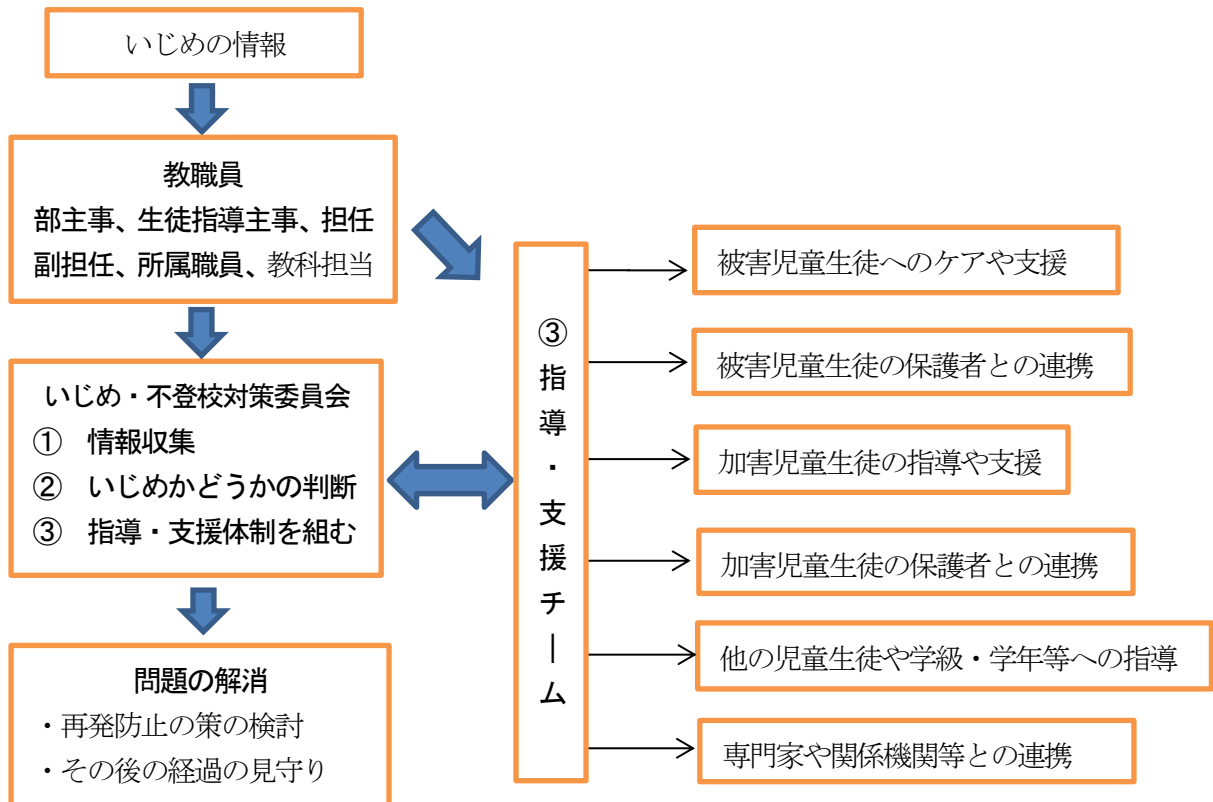
	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○全校研修（4月）を充実させ、いじめに対して、適切に対応できる力を養う。 ○校内支援会議（支援相談後に実施）で児童生徒の実態を把握する。	○HHPにて基本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。 ○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。	○学校評議員への学校行事公開 ○地域と連携した体験活動の実施
	ウ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。（人権週間12月1週目）	○地域と連携した体験活動の実施
	エ いじめを生まないための指導に留意する。	○体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。	○授業参観（4月、7月、12月、2月）
早期発見	○教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを認知するように努める。		
	ア 学年会や部会で情報共有する。（年間を通して実施）	○毎回いじめの有無について話題にする。 ○いじめを認知または疑いがある場合は、速やかに生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は生徒指導委員会で報告し、組織的に対応する。	
	イ 支援相談の充実を図る。	○保護者と円滑な関係を築き、情報交換を密にして情報収集する。	○支援相談（4月、7月、12月、2月）
	ウ 生活アンケート（6月）を実施する。	○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討する。	

※ いじめ・不登校対策委員会は7月、12月、2月に行う。

取組の点検・検証・見直し（PDCAサイクル）



### Ⅲ いじめへの対処（事案発生時の対処） ～いじめが起きたら～



#### (1) いじめられた児童生徒・保護者への対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら、教職員の共通理解、保護者の協力、連携のもとで組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 児童生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- エ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに児童生徒・保護者に伝える。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷については警察と連携し、適切な支援を求める。

#### (2) いじめた児童生徒・保護者への対応

- ア いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら児童生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報に十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手児童生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
- エ いじめた児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 指導に当たっては、いじめた児童生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。

カ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。

キ いじめられた児童生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

ク インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

イ いじめられた児童生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の児童生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る児童生徒の保護者に十分な説明を行う。

ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の児童生徒の個人情報などに十分に配慮する。

エ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。

オ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するように促す。

カ インターネット上のいじめへの対応については、日頃から情報モラル教育の充実を図る。また、インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

#### IV 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告する。その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

学校が調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。